

京都薬科大学成果有体物取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、京都薬科大学（以下「本学」という。）における成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定め、成果有体物の適正な管理、本学の研究促進及び外部機関との円滑な研究協力を図ることを目的とする

(定義)

第2条 この規則において「成果有体物」とは、研究の結果又はその過程において創作又は取得された試薬、材料及び試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、タンパク質等をいう。）等の有体物であつて、学術的かつ財産的価値を有するものをいう。

2 この規則において「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 学長及び本学就業規則第3条に規定する職員

(2) 本学の客員教授及び京都薬科大学ポスト・ドクター内規に規定する者であつて、かつ、本学との間において、成果有体物の取扱いに関しこの規則の適用を受けることに同意している者

(3) 本学の学部及び大学院の学生であつて、かつ、本学との間において、成果有体物の取扱いに関しこの規則の適用を受けることに同意している者（当該学生が民間企業等の役員、従業員等の場合は、当該学生がこの規則の適用を受けることについて、当該民間企業等の同意がある者に限る。）

(4) その他任用にあつて、本学との間において、成果有体物の取扱いに関しこの規則の適用を受けることに同意している者

3 この規則において「創作者」とは、成果有体物を創作又は取得した者をいう。

(帰属)

第3条 職員等が職務上、本学の資金（本学が管理する外部資金を含む。）、施設、設備その他の資源を用いて創作又は取得した成果有体物に係るすべての権利は、原則として本学に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、職員等が第三者との共同研究又は受託研究等において創作又は取得した成果有体物に係る権利は、あらかじめ締結した契約等の定めに基づき、その帰属を決定する。ただし、第三者との間に特段の定めがないときは、本学と当該第三者との協議によりその帰属を決定する。

(管理)

第4条 成果有体物の管理は、その創作者が責任を持って適切に管理しなければならない。ただし、本学が管理することが適切であると認めるときは、当該創作者が所属する部局等に管理させることができる。

(提供)

第5条 創作者は、学術研究又は社会的利用のために必要があると判断したときは、成果有体物を第三者に提供することができる。

- 2 創作者は、成果有体物を第三者に提供しようとするときは、成果有体物提供届出書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。
- 3 本学は、前項の届出があったときは、提供の条件その他について当該第三者との間において成果有体物提供契約を締結する。
- 4 学術研究を目的とする成果有体物の提供は、原則として無償とする。
- 5 産業利用又は収益事業を目的とする成果有体物の提供は、原則として有償とする。
- 6 本学は、本学から成果有体物の提供を受けた第三者による当該成果有体物の利用又は保管等に起因するいかなる結果等に対しても、一切の責任を負わない。

（受入れ）

第6条 職員等は、学術研究のために必要があると判断したときは、第三者から成果有体物を受け入れることができる。

- 2 職員等は、成果有体物を第三者から受け入れようとするときは、成果有体物受入届出書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

（提供及び受入れの制限）

第7条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、成果有体物が次の各号のいずれかに該当するときは、職員等は当該成果有体物を第三者に提供又は第三者から受け入れてはならない。

- (1) 関係法令又は本学の規則等に違反するもの
- (2) 国及び本学の定める倫理に違反するもの
- (3) 第三者の研究者が創作又は取得したもので、当該第三者において外部機関等に対する提供が禁止されているもの
- (4) 個人の情報が特定できるもの
- (5) 生命や環境に重大な影響を与える恐れがあり、その安全対策等が確保されていないもの
- (6) 本学が提供又は受入れを禁止しているもの

（補償金）

第8条 本学は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、当該成果有体物の創作者に対しその収入から実費等を控除した金額の2分の1を補償金として支払う。補償金を受ける創作者が複数あるときは、当該補償金を各創作者が当該創作に寄与した割合に応じて按分する。

- 2 前項の補償金を受ける創作者は、本学に対し当該補償金を研究費として配分することを申し出ることができる。

（職員等の退職等に係る取扱い）

第9条 成果有体物を管理する職員等は、退職又は外部機関等に異動（以下「退職等」という。）するときは、自らが管理する成果有体物の退職等後における取扱いに関して学長と協議しなければならない。

- 2 本学は、前項に規定する協議の結果に基づき、第3条の規定にかかわらず、必要に応じて当該成果有体物に係る権利を当該職員等に帰属させ、又は処分を命じることができる。
- 3 職員等は、前項の規定により自らに帰属することとなった当該成果有体物については、退職等後も適切に管理しなければならない。

（事務）

第 10 条 成果有体物に関する事務は、事務局研究・産学連携推進室において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、2014 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2015 年 4 月 1 日から施行する。